

令和6年4月1日より施行

化学物質規制が変わりました

労働者が安心して働ける環境へ

労働安全衛生法が改正され化学物質のリスクアセスメントに新たな義務が生じました。

化学物質で お困りでは ありませんか？

私たちにお任せください！

化学物質のリスクアセスメントを
一貫してサポートします。



化学物質
リスク
アセスメント



作業環境
測定



マスク
フィットテスト



化学物質のリスク評価

化学物質の専門家がリスク評価を行い、担当者の方のリスク評価の負担を大幅に軽減することが可能です。必要な確認測定についてもご案内いたします。



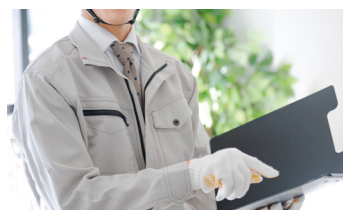
化学物質のばく露低減対策

リスク評価結果に基づき、作業者のばく露低減対策をご提案いたします。また、適切な保護具の選定についてもお任せください。



化学物質管理体制の構築

化学物質の管理フォーマットについてご提案いたします。また、新たに選任が必要となった化学物質管理者、保護具着用管理者に対して必要な講習についても実施いたします。



定期的な化学物質管理状況の確認

定期訪問による化学物質に関するお困りごとや必要事項についてフォローいたします。定期的に必要なマスクフィットテストや確認測定も実施いたします。

リスクアセスメントについてのお問い合わせ・ご相談はこちら

西部事業所(岡山) TEL 0863-23-2620

東部事業所(千葉) TEL 0436-43-8931

大阪営業所(大阪) TEL 06-6681-5275

お問い合わせメールアドレス / trcinfo@mes.co.jp 電話受付時間 / 8:00～17:00 ※土日祝を除く



株式会社 三井E&Sテクニカルリサーチ <https://www.mestrc.co.jp>

作業環境測定機関登録 岡山労働局 第33-9号 / 作業環境測定機関登録 千葉労働局 第12-28号



会社紹介
動画



マスクフィット
テスト



STEP 06

記録の作成・保管

リスクアセスメントの結果とばく露低減措置の内容の周知を労働者へ行います。

STEP 01

リスク評価

化学物質の危険性又は有害性について、リスクの評価を行い、濃度基準値の1/2を超えていないか確認します。



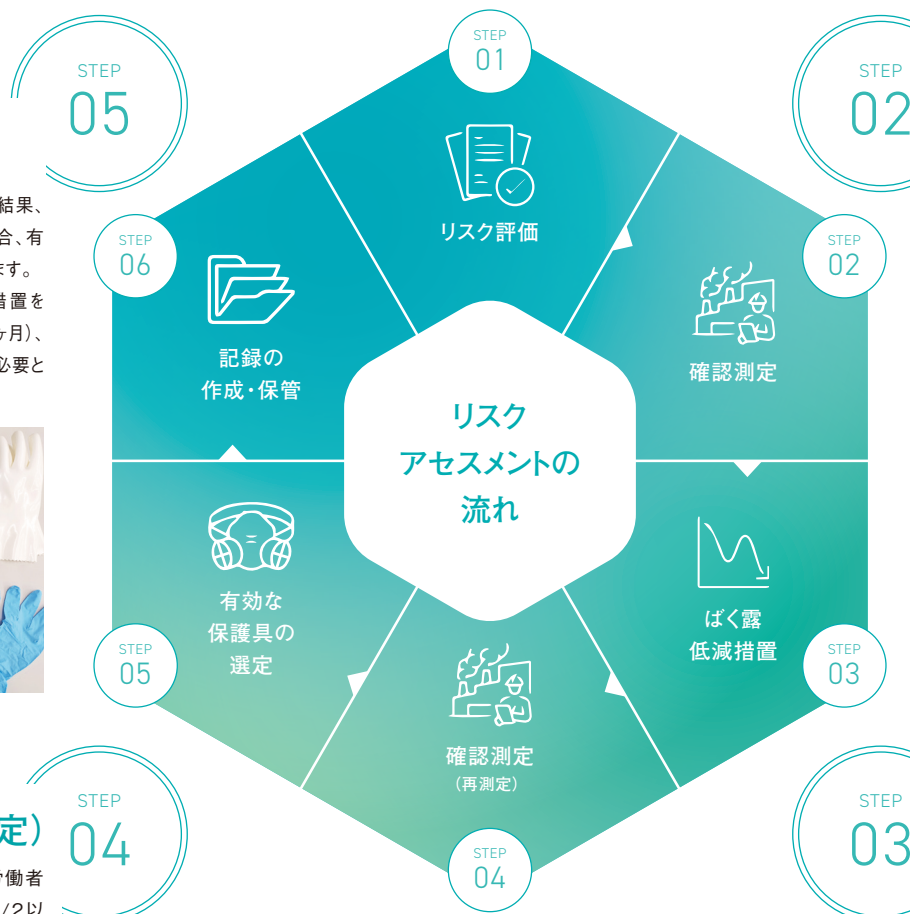
有効な 保護具の選定

ばく露低減措置後の再測定の結果、濃度基準値の1/2を超えた場合、有効な保護具を選定・提案いたします。
※保護具によるばく露低減措置を行った場合、確認測定(1回/6ヶ月)、マスクフィットテスト(1回/年)が必要となります。



確認測定(再測定)

ばく露低減措置を行った後、労働者のばく露量が濃度基準値の1/2以下になっているか確認するために、再度個人ばく露濃度測定を行います。



STEP 02

確認測定

リスク評価の結果、濃度基準値の1/2を超えた化学物質について個人ばく露濃度測定を行います。



STEP 03

ばく露低減措置

確認測定の結果、労働者のばく露量が濃度基準値の1/2を超えた化学物質に対してばく露低減措置を提案いたします。



当社はリスクアセスメントについて 一貫したサービスを ご提供いたします。

これまでのリスクアセスメントとは異なり、リスク評価を行うだけではなく、リスク評価値が濃度基準値の1/2を超えた場合は確認測定やばく露低減措置が必要となりました。お客様に合わせて必要なサービスをご提案しますのでお気軽にご相談ください。

リスクアセスメントについてのお問い合わせ・ご相談はこちら

西部事業所(岡山) TEL 0863-23-2620 東部事業所(千葉) TEL 0436-43-8931 大阪営業所(大阪) TEL 06-6681-5275

お問い合わせメールアドレス / trcinfo@mes.co.jp 電話受付時間 / 8:00~17:00 ※土日祝を除く



株式会社 三井E&Sテクニカルリサーチ
<https://www.mestrc.co.jp>

【西部事業所 営業部】〒706-0012 岡山県玉野市玉3丁目1番1号 FAX 0863-23-2622
【東部事業所 営業部】〒290-0067 千葉県市原市八幡海岸通1番地 FAX 0436-41-1256
【大阪営業所】〒559-0024 大阪府大阪市住之江区新北島1丁目2番1号オスカードルーム407号 FAX 06-6681-7162

